

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会の概要

1 設置根拠

- 「地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という）」第 11 条第 1 項の規定に基づき、鳥取県知事の附属機関として設置
- 評価委員会の組織及び委員など必要事項は「鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成 18 年鳥取県条例第 61 号。以下「条例」という）」で規定

2 委員会の概要（条例に規定）

(1) 組織

- (委員数) ・ 5 名以内（地方独立行政法人の運営に関し優れた識見を有する者の中から知事が任命）
- ・ 特別の事項を調査審議させるため、別途臨時委員を置くことができる
- (委員任期) 2 年（再任可）
- (委員長) 委員の互選により選出

(2) 議事

- 委員長が招集
- 開会には過半数の委員の出席が必要
- 出席委員の過半数で議決

3 主な所掌事務

項目	評価委員会の所掌事務	根拠規定 (法の該当条文)
法人運営の目標及び計画に対する意見	設立団体の長による中期目標の作成・変更の際の意見	第 25 条第 3 項
	中期計画の作成・変更に対して設立団体の長が認可する際の意見	第 26 条第 3 項
法人運営結果の評価と意見	各事業年度における業務の実績についての評価	第 28 条
	各事業年度における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告	第 28 条
	中期目標期間における業務について評価	第 30 条
	中期目標期間における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告	第 30 条
その他	業務方法書に対して設立団体の長が認可する際の意見	第 22 条第 3 項
	設立団体の長による財務諸表の承認の際の意見	第 34 条第 3 項
	特定地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する設立団体の長に対する意見の申出	第 49 条第 2 項

4 委員名簿 任期：H25. 4. 1～H27. 3. 31（2 年間）

区分	氏名	所属名	役職名	備考
委員	辻 智子	日本水産株式会社	生活機能科学研究所長	再任 (H18. 12～)
委員	成瀬 以久	株式会社稲田本店	代表取締役	新任 (H25. 4～)
委員	羽馬 好幸	気高電機株式会社	代表取締役社長	〃
委員	本名 俊正	国立大学法人鳥取大学	学長顧問	〃
委員	安田 晴雄	安田精工株式会社	代表取締役社長	〃

5 事務局

鳥取県商工労働部経済産業総室産業振興室

鳥取県経済再生成長戦略の概要について

1 策定目的

人口減少下においても持続性のある安定した経済成長を目指すため、環境・エネルギー、バイオ、健康関連産業など成長分野への構造転換を促進する「鳥取県経済成長戦略」を平成22年4月に策定した。策定以降、グローバル競争激化等を背景とした大企業の統廃合による事業所閉鎖や製造拠点の海外移転など県内経済は一層厳しい情勢となっていることから、製造業の再生戦略と新戦略の追加による改訂を行い「鳥取県経済再生成長戦略」として策定、推進する。

2 概要

生産ピラミッドの崩壊した電気機械関連産業を中心とした主要製造業の自律型分散連携による立て直しと中小零細企業を中心とした本県ものづくり基盤産業の高度化など再生戦略により、成長の基盤を下支えする。

また、成長産業として期待されている「医療機器、創薬」、「BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）、データセンター」などへの取組とアジアの経済活力の取り込むための「ASEAN戦略」を追加し改訂する。

<経済再生成長戦略の骨子（旧戦略に追加する要素）>

再生戦略（既存産業の底上げ）

① 主要製造業の再生戦略

- ・デバイス産業のグローバルマザー工場化を促進
- ・グローバルニッチトップのデバイス産業を創出
- ・グローバルオンリーワンのものづくり基盤産業を創出

② ものづくり基盤産業再生戦略

- ・ものづくりの源泉たる新素材・高度部材の生産技術を強化
- ・グローバル化への対応（海外調査、グローバル人材育成）
- ・現場を支えるものづくり人材の育成と強化

新戦略（成長分野）の追加

① 医療イノベーション戦略（医療機器、創薬）

- ・医工連携による部材供給体制の構築
- ・医療機器開発人材の育成
- ・ヒト化マウス・発光マウス等による創薬ビジネスの事業化
- ・次世代抗体医薬品の生産効率を向上させる技術の事業化

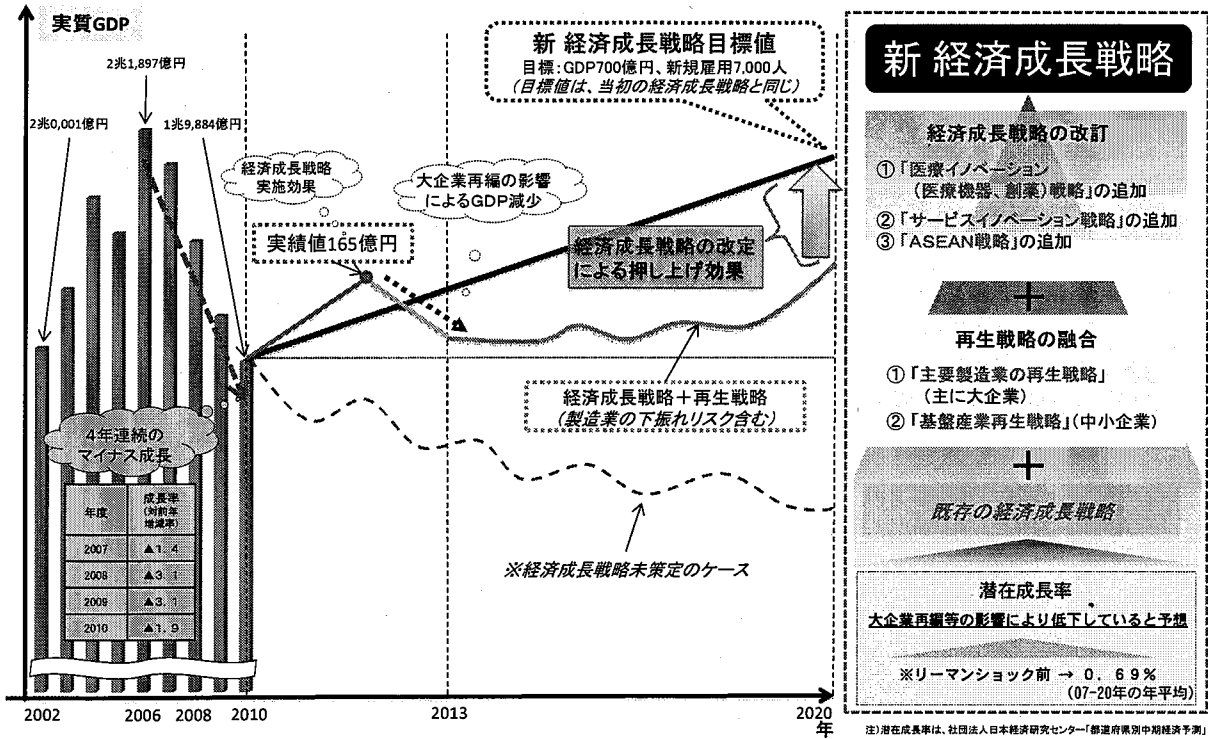
② サービスイノベーション戦略

- ・少子高齢化、エネルギー制約を解決するサービスの創造（総合特区）
⇒e-モビリティ交通サービス、災害時集落無停電サービスなど
- ・BPO、研究開発型データセンター等の対事業所サービスの立地促進
- ・観光産業などの対個人サービス業の育成強化

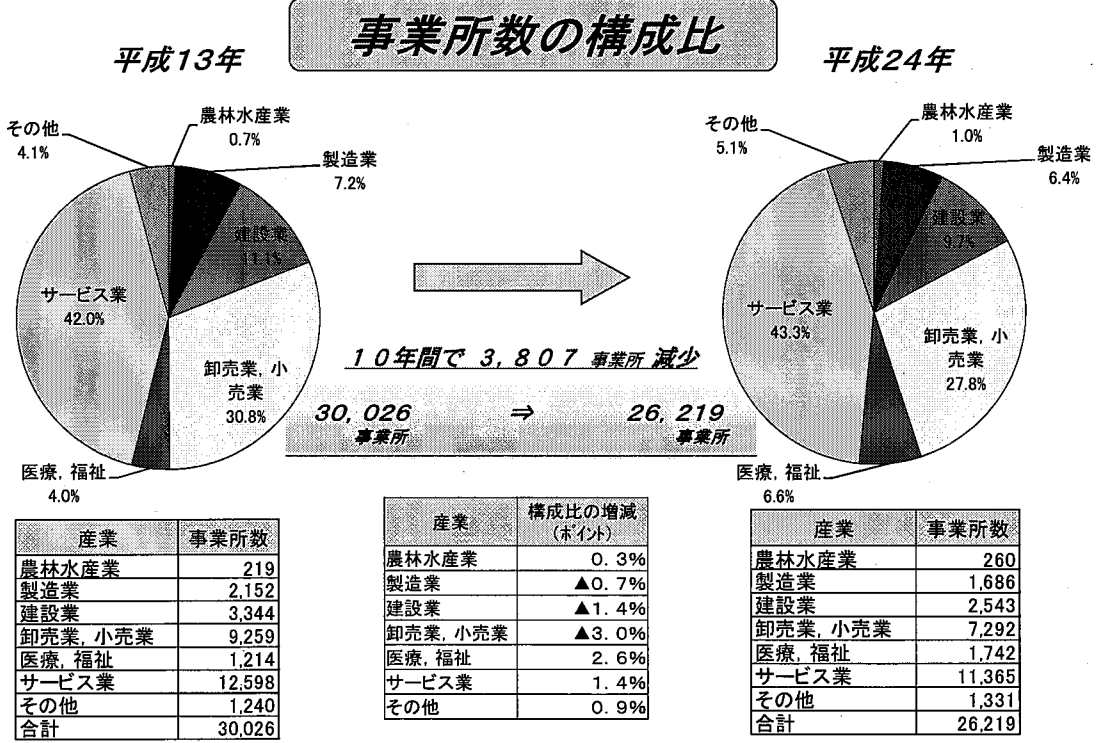
③ ASEAN戦略

- ・本県の魅力の発信等による観光誘客の促進
- ・ものづくりにおける国際分業体制の確立
- ・県産品の販路拡大を促進

経済再生成長戦略 (経済成長経路のイメージ)



本県産業構造の変化(事業所数ベース)



出所:平成13年事業所・企業統計調査(民営の事業所数)、平成24年経済センサス活動調査(速報)「鳥取県統計課」
(注意)小数点以下第2位を四捨五入しているため、表の増減(ポイント)とグラフの計算が一致しない場合がある。

「鳥取県経済成長戦略」の進捗と成果(主要分野)

【進捗状況】 ※H23年度末時点

GDP:165億円 新規雇用:500人 ※波及効果は除く

環境・エネルギー

GDP:18.3億円
雇用数:105人

- EVベンチャーの進出
- 電動バイク生産と地元企業の部品供給が開始
- 太陽光発電関連産業への新規参入
- リサイクル関連商品の創出

次世代デバイス

GDP:13.3億円
雇用数:59人

- LED商品の開発(インテリア、植物工場向け)
- 次世代液晶等の開発

バイオ・食品

GDP:67.5億円
雇用数:157人

- 「とっとりバイオフロンティア」にベンチャー企業等が入居
- 鳥取大学発ベンチャー企業(2社)が事業化へ向け活動
- コラーゲン等の機能性素材の販路拡大
- グルコサミンなどの健康食品の生産拡大

健康・福祉サービス

GDP:20.6億円
雇用数:56人

- 地域資源を活用した化粧品の新商品開発、販路拡大
- 地元和紙を活用した美容商品の開発
- 子育て支援ビジネスの商店街等での創業

コミュニティビジネス(CB)

GDP:29.4億円
雇用数:68人

- 中山間地域における生活応援ビジネス(移動販売など)の創出
- 高齢者・障がい者等による規格外農産物の加工・販売

新旧対照表(目標設定)

戦略的推進分野		経済成長戦略(H22.4)		新戦略の追加		経済再成長戦略(H25.4)	
		GDP	雇用数			GDP	雇用数
環境・エネルギー (エコカー・太陽光・リサイクル)		約500億円	約3,200人	サービスイノベーション (課題解決型サービス)	→	約260億円	約1,500人
次世代デバイス (電機・電子関連産業)		約50億円	約400人	医療イノベーション (医療機器)	→	約70億円	約800人
バイオ・食品関連産業		約100億円	約1,900人	医療イノベーション (創薬)	→	約160億円	約1,100人
健康・福祉サービス関連産業		約20億円	約500人	サービスイノベーション (課題解決型サービス)	→	約50億円	約300人
まちなかビジネス		約10億円	約300人			約10億円	約300人
コミュニティビジネス		約10億円	約500人			約40億円	約500人
観光ビジネス		約10億円	約200人	サービスイノベーション (観光産業)	→	約20億円	約500人
農林水産資源関連ビジネス		約80億円 (再掲)	約1,100人 (再掲)			約80億円 (再掲)	約1,100人 (再掲)
次世代サービス (BPO・データセンター・コンテンツ)		-	-	サービスイノベーション (BPO・データセンター・コンテンツ)	→	約90億円	約2,000人
物流戦略							
ICT戦略							
人材育成戦略							
		合計 約700億円	合計 約7,000人	ASEAN戦略		合計 約700億円	合計 約7,000人

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの各事業年度の
業務実績評価（年度評価）方針及び方法

平成20年3月24日制定

平成21年5月20日改正

平成23年11月25日改正

平成24年3月22日改正

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 決定

1. 評価の基本方針

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「法人」という。）の評価は、単に業務実績を検証・評価するにとどまらず、事業計画の立案、事業の実施、業務遂行上改善すべき事項の洗い出し、改善のための方策の検証・評価、改善の実施状況の検証・評価、利用者の意見の反映など、法人の業務実施体制の持続的改善を可能とするPDCA（plan-do-check-act）サイクルの推進機能を担うものとし、法人の業務実施体制の活性化を図ることにより県内産業へ貢献するものとする。

★評価の視点

- ①年度計画に計画された数値目標だけでなく、業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価の実施するものとする。
- ②業務実施に対する問題点の改善方策等を加味した評価を行うことにより法人運営の持続的改善を可能とする。

★評価の取り扱い

- ・評価結果、評価のプロセス等については、鳥取県情報公開条例（平成12年条例第2号）に基づき公開するものとする。

2. 評価の方法

年度評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価¹」と「全体評価²」により実施する。業務実績報告書の様式は別に指定する。

(1) 自己評価

法人は、業務実績報告書等を作成するにあたり、年度計画に記載されている項目ごと（別紙1「年度計画の項目別評価における評価単位」に示す項目別評価単位）に業務実績を検証し、達成状況を次の5段階で評価する。（5段階の判断基準は別紙2によるものとする）

- | | |
|---|----------------------------|
| 5 | 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている |
| 4 | 計画を上回る業務が進捗している |
| 3 | 概ね計画どおりに業務が進捗している |
| 2 | 計画に対して業務の進捗がやや遅れている |
| 1 | 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている |

なお、特記事項があれば、次の事項を参考に評価する。

- ①特筆すべき優れた実績を上げた取組
- ②当初予定と実施状況の乖離に関する特段の事情

特記事項の記載に当たっては、法人の業務の中核となる「Ⅱ 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については中項目単位で記載し、他の項目については大項目単位で記載するものとする。（別紙1「年度計画の項目別評価における評価単位」に示す特記事項記載単位を参照）

1 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、5段階で実施する評価

2 項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、5段階で実施する評価

価単位」に示す特記事項記載単位を参照)

(2) 評価委員評価

○項目別評価

①業務実績の検証

法人から提出された業務実績報告書、法人からのヒアリングを基に検証を行う。
検証にあたっては、年度計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

②業務実績の評価

中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、次の5段階で評価する。なお、特筆すべき点があればコメントを付す。

- | | |
|---|----------------------------|
| 5 | 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている |
| 4 | 計画を上回る業務が進捗している |
| 3 | 概ね計画どおりに業務が進捗している |
| 2 | 計画に対して業務の進捗がやや遅れている |
| 1 | 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている |

なお、各項目の評価において、業務の進捗を阻害する要素があったために当初の計画通り業務が進捗しなかった場合において、翌年度以降における改善策が提示され、かつ、その改善策が実行可能と判断される場合は、当該対応策を考慮した評価とする。

※研究活動に関する評価は、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価の手続きなどが適正に行われているか等についての視点で行う。個別研究内容の評価は法人が独自に行う研究評価（内部評価・外部評価）によることとする。

項目別評価においては、その評点について、別紙3地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価のウェイトに示す重み付けをすることにより、業務内容、業務量等に応じた評価を実施するものとする。

○全体評価

項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の5段階で評価する。また評価の視点について記述するものとする。

- | | |
|---|----------------------------|
| 5 | 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている |
| 4 | 計画を上回る業務が進捗している |
| 3 | 概ね計画どおりに業務が進捗している |
| 2 | 計画に対して業務の進捗がやや遅れている |
| 1 | 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている |

なお、最終的な評価については、全体（年度）評価別紙4のとおり、総合評価及び個別評価によるものとする。

利用者の意見の反映については、法人の業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。

また、翌年度以降の理事長及び理事の業績給の算定において必要な業績評価係数の算出に当たっては、評価段階を10段階へと置き換える必要がある（役員給与支給基準第2条）。このため、当該評価係数算出への適用については、本全体評価に2を乗じたものに「特筆すべき事項」が認められた場合に評価を1段階上下させることができるものとする。

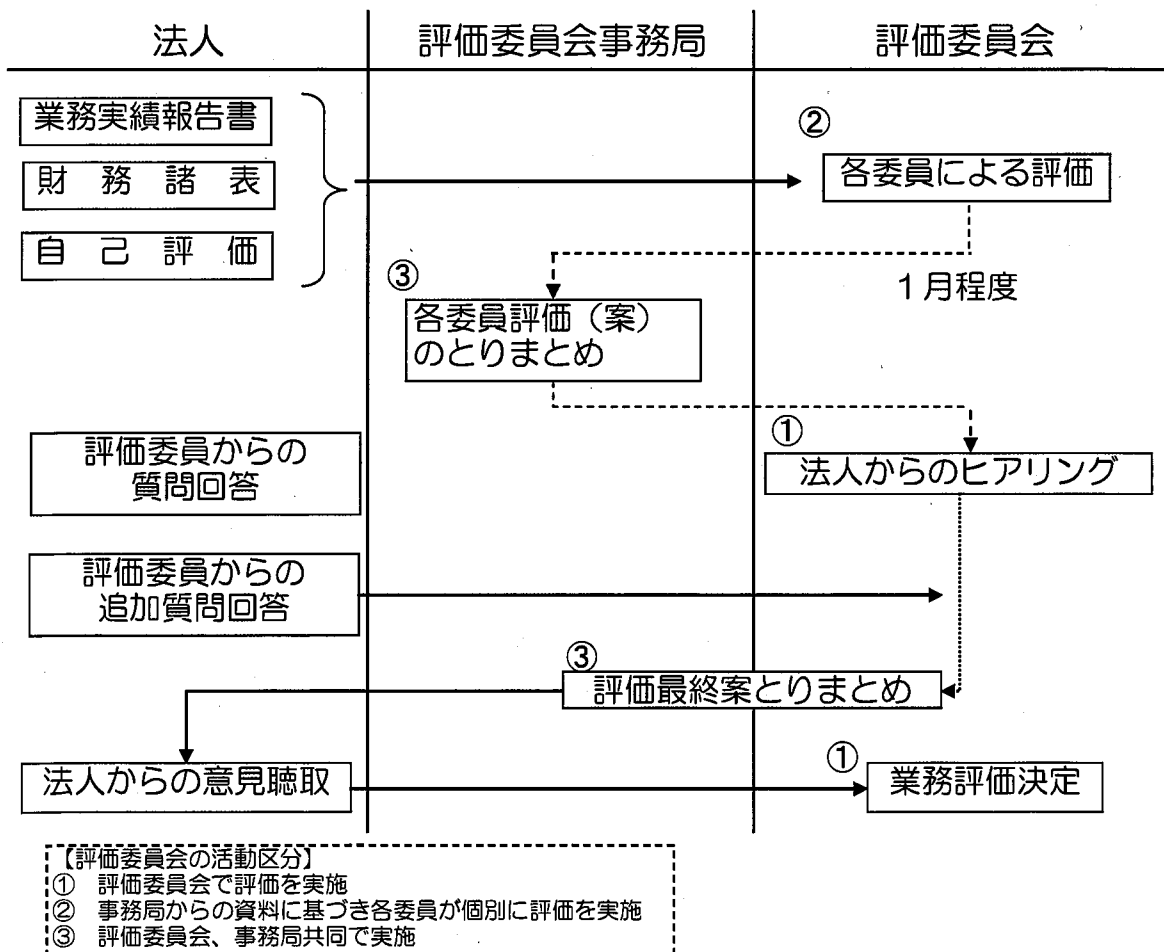
3 評価の進め方

全体計画

事項	時期	
年度終了	3月末	○年度事業の終了（法人）
評価準備	4月～6月	○業務実績報告書、財務諸表等作成（法人）
実績報告	6月末	○業務実績報告書、財務諸表等提出（法人）
評価	7月 ～8月	○業務実績、財務諸表検証（法人とのヒアリング） ○評価結果（案）の作成 ○法人からの意見聴取（事実確認） ○評価結果の決定（委員会）
報告・公表	9月	○評価結果の知事への報告及び法人への通知 ○財務諸表への意見表明、財務諸表承認 ○議会報告（評価結果報告）及び公表

評価のプロセス

- ・法人の業績評価の手順については、①法人の自己評価作成（法人）、②各委員の評価案作成（各委員）、③各委員の評価案のとりまとめ（事務局）、④評価原案作成、⑤委員会における委員間の評価差調整、法人評価の不明点の確認、⑥最終評価案の作成、の順に実施。
- ・評価原案（全体評価）については、各委員から提出されたコメントをもとに、委員長が作成する。
- ・最終評価案に対して、法人から意見聴取後、評価を決定することとする。



年度計画の項目別評価における評価単位

大項目	中項目	小項目	細目	項目別評価単位	特記事項記載単位
I 中期目標の期間【H23年4月1日～H27年3月31日(4年間)】					
II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					
	1	技術支援等の機能の強化			①
		(1)	技術支援(技術相談・現地支援)	1	
		(2)	試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放)	2	
		(3)	研究開発		
			① 研究テーマの設定と実施	3	
			② 研究評価	4	
			③ 知的財産権の戦略的な取得と活用及び関係機関との連携	5	
		(4)	新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援		
			① 研究開発の権の提供や成果普及・技術情報の提供	6	
			② 関係機関との連携と支援機能の強化	7	
		(5)	積極的な広報活動	8	
	2	ものづくり人材の育成			②
		(1)	高度な技術を持つ産業人材の育成		
			① 組込システム開発人材育成事業	9	
			② 次世代ものづくり人材育成事業	10	
			③ デザイン強化人材養成事業(H23)	11	
		(2)	現場即応型の開発人材の育成	12	
		(3)	次世代を担う技術者の育成	13	
	3	産学金管連携の推進		14	③
III 業務運営の改善及び効率化に関する事項					
	1	迅速かつ柔軟な業務運営		15	④
	2	職員の能力開発			
		(1)	計画的な職員の能力開発	16	
		(2)	独自システムによる業務評価の実施	17	
	3	自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制			
		(1)	外部資金その他自己収入の確保	18	
		(2)	業務運営の効率化・経費抑制	19	
IV 財務内容の改善に関する事項					
	1	予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画			⑤
		(1)	予算(人件費の見積もりを含む)		
		(2)	収支計画		
		(3)	資金計画		
	2	短期借入金の限度額			
	3	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画			
	4	剰余金の使途			
V その他業務運営に関する重要事項					
	1	コンプライアンス体制の確立と徹底			⑥
		(1)	法令遵守及び社会貢献		
		(2)	情報セキュリティ管理と情報公開の徹底		
		(3)	労働安全衛生管理の徹底		
	2	環境負荷の低減と環境保全の促進			
VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項					
	1	施設及び設備に関する計画			⑦
	2	出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画			
	3	人事に関する計画		20	

業務実績評価における評価基準について

評価基準	備考(判断基準)
5. 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている	<ul style="list-style-type: none"> 計画を上回る業務と業績 ～業務の結果具体的に事業化、製品化等に結びついているもの。
4. 計画を上回る業務が進捗している	<ul style="list-style-type: none"> 計画に記載されている内容を上回る業務を行っていること。 数値目標の場合は、目標に対して概ね110%以上であること
3. 概ね計画どおりに業務が進捗している	<ul style="list-style-type: none"> 計画に記載されている内容に沿って業務を行っていること。 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%を超え、110%未満であること
2. 計画に対して業務の進捗がやや遅れている	<ul style="list-style-type: none"> 計画に記載されている内容に着手しているが、計画を下回るものであること 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%以下であること
1. 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている	<ul style="list-style-type: none"> 全く着手していないこと等、大幅な遅れが見られること

(注)

- 業績の評価については、特記事項を業務の進捗の評価に加味することにより、5段階の項目別評価を±1段階上下させることができるものとする。
- 数値目標については、外的要因がない場合における大まかな水準を示すもの。
- なお、技術相談、機器利用については、当該数値は採用しないこと。(企業等の景況に大きく左右されるものであり、数値目標との対比は非常に困難なものであること。)

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価のウェイト

中期目標	中期計画	年度計画【項目別評価単位】	評価項目	大項目	中項目	小項目	細目	最終ウェイト	人役
II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		0.856				0.856	43.7
1 技術支援等の機能の強化	1 技術支援等の機能の強化	1 技術支援等の機能の強化			0.810			0.693	35.4
(1) 技術支援(技術相談・現地支援)	(1) 技術支援(技術相談・現地支援)	(1) 技術支援(技術相談・現地支援)	1			0.299		0.207	10.6
(2) 試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放)	(2) 試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放)	(2) 試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放)	2			0.221		0.153	7.8
(3) 研究開発	(3) 研究開発	(3) 研究開発			0.303			0.210	10.7
	① 研究テーマの設定と実施	① 研究テーマの設定と実施	3				0.712	0.150	7.6
	② 研究評価	② 研究評価	4				0.133	0.028	1.4
	③ 知的財産権の戦略的な取得と活用及び関係機関との連携	③ 知的財産権の戦略的な取得と活用及び関係機関との連携	5				0.155	0.033	1.7
(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援	(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援	(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援			0.111			0.077	3.9
	① 研究開発の場の提供や成果普及・技術情報の提供	① 研究開発の場の提供や成果普及・技術情報の提供	6				0.619	0.048	2.4
	② 関係機関との連携と支援機能の強化	② 関係機関との連携と支援機能の強化	7				0.381	0.029	1.5
(5) 積極的な広報活動	(5) 積極的な広報活動	(5) 積極的な広報活動	8			0.066		0.046	2.3
2 ものづくり人材の育成	2 ものづくり人材の育成	2 ものづくり人材の育成			0.128			0.110	5.6
		(1) 高度な技術を持つ産業人材の育成						0.066	3.4
		① 組込システム開発人材育成事業(H23~H26年度)	9			0.200		0.022	1.1
		② 次世代ものづくり人材育成事業(H23~H26年度)	10			0.200		0.022	1.1
		③ デザイン力強化人材育成事業(H23年度)	11			0.200		0.022	1.1
		(2) 現場即応型の開発人材の育成	12			0.300		0.033	1.7
		(3) 次世代を担う技術者の育成	13			0.100		0.011	0.6
3 産学官連携の推進	3 産学官連携の推進	3 産学官連携の推進	14		0.062			0.053	2.7
III 業務運営の改善及び効率化に関する事項	III 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのべき措置	III 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのべき措置		0.133				0.133	6.8
1 迅速かつ柔軟な業務運営	1 迅速かつ柔軟な業務運営	1 迅速かつ柔軟な業務運営	15		0.291			0.039	2.0
2 職員の能力開発	2 職員の能力開発	2 職員の能力開発			0.377			0.050	2.6
	(1) 計画的な職員の能力開発	(1) 計画的な職員の能力開発	16			0.657		0.033	1.7
	(2) 独自システムによる業績評価の実施	(2) 独自システムによる業績評価の実施	17			0.343		0.017	0.9
3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制	3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制	3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制			0.332			0.044	2.3
	(1) 外部資金その他自己収入の確保	(1) 外部資金その他自己収入の確保	18			0.719		0.032	1.6
	(2) 業務運営の効率化・経費抑制	(2) 業務運営の効率化・経費抑制	19			0.281		0.012	0.6
IV 財務内容の改善に関する事項	IV 財務内容の改善に関する事項	IV 財務内容の改善に関する事項							
	1 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	1 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画							
	(1) 予算(人件費の見積りを含む。)	(1) 予算(人件費の見積りを含む。)							
	(2) 収支計画	(2) 収支計画							
	(3) 資金計画	(3) 資金計画							
	2 短期借入金の限度額	2 短期借入金の限度額							
	(1) 短期借入金の限度額	(1) 短期借入金の限度額							
	(2) 想定される理由	(2) 想定される理由							
	3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画	3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画							
	4 剰余金の使途	4 剰余金の使途							
V その他業務運営に関する重要事項	V その他業務運営に関する重要事項	V その他業務運営に関する重要事項							
1 コンプライアンス体制の確立と徹底	1 コンプライアンス体制の確立と徹底	1 コンプライアンス体制の確立と徹底							
(1) 法令遵守及び社会貢献	(1) 法令遵守及び社会貢献	(1) 法令遵守及び社会貢献							
(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底							
(3) 労働安全衛生管理の徹底	(3) 労働安全衛生管理の徹底	(3) 労働安全衛生管理の徹底							
2 環境負荷の低減と環境保全の促進	2 環境負荷の低減と環境保全の促進	2 環境負荷の低減と環境保全の促進							
	VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項			0.011			0.011	0.6
	1 施設及び設備に関する計画	1 施設及び設備に関する計画							
	2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計	2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計							
	3 人事に関する計画	3 人事に関する計画			1.000			0.011	0.6
			20						
	職員51人(行政職9人、研究職40(所長3、企画4、研究33人))			1.000				1.000	51.0

全体(年度)評価

◆総合評価

5段階評価

10段階換算【5段階評価×2±1(特筆すべき事項)】

○総合評価コメント

--

※10段階換算の「特筆すべき事項」

--

◆個別評価

○「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価

--

○「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に対する評価

--

○「財務内容の改善」、「その他業務運営に関する重要事項」及び「県規則で定める業務運営」に対する評価

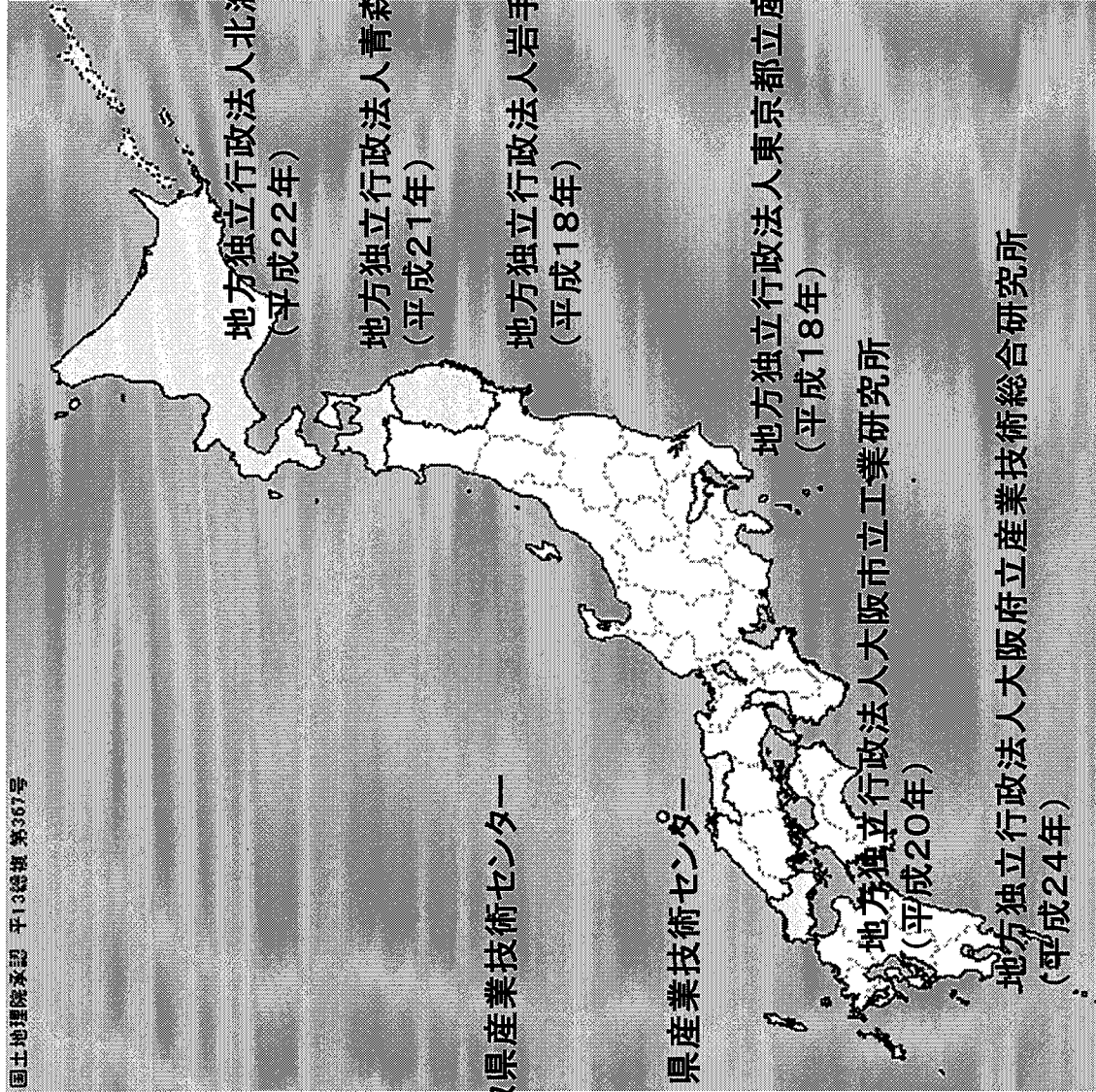
--

○当該年度の課題等

--

全国の地方独立行政法人

国土地理院承認 平13総機 第367号



地方独立行政法人北海道立総合研究機構
(平成22年)

地方独立行政法人青森県産業技術センター
(平成21年)

地方独立行政法人岩手県工業技術センター
(平成18年)

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
(平成18年)

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
(平成19年)

地方独立行政法人山口県産業技術センター
(平成21年)

地方独立行政法人大阪市立工業研究所
(平成20年)

地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所
(平成24年)



地方独立行政法人

鳥取県産業技術センター
Tottori Institute of Industrial Technology

法人化した各県機関の評価項目比較表

※ 評価していない項目

県名	高知県(第2期)	北海道	青森県	岩手県	山口県
評価対象	年度計画項目	年度計画項目	年度計画項目	年度計画項目	年度計画項目
項目名	II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置 1 技術支援等の機能の強化 2 ものづくり人材の育成 3 産学官連携の推進	第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置 1 研究の戦略的な展開と成果の普及 2 総合的な技術支援と社会への貢献 3 連携の推進 4 広報機能の強化	II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置 1 本県産業の未来を支える試験・研究開発の推進 2 新しい産業活動及び優れた製品等の開発・事業化への支援 3 試験・研究開発の成果の移転・普及	II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置 1 支援業務 2 研究業務 3 情報発信・公開	第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置 1 県内企業が直面する課題への技術支援の強化に関する目標を達成するため 2 県内企業の持続的発展に寄与する研究開発の推進に関する目標を達成するための措置 3 県内の新たな事業展開に向けた産学官連携の取組に関する目標を達成するための措置
	III 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 1 迅速かつ柔軟な業務運営 2 職員の能力開発 3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制	第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 1 組織運営・体制の改善 2 業務の適切な見直し 3 人事の改善 4 広報機能の強化	III 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 1 総務管理業務 2 企画管理業務 3 職員の能力向上 4 試験・研究開発の成果の実用化促進のための体制の構築	第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 2 人材育成、人事管理に関する目標を達成するための措置 3 業務運営の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 2 人材育成、人事管理に関する目標を達成するための措置 3 業務運営の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置
	IV 財務内容の改善に関する事項 1 予算(人件費の肩振りを含む。)、収支計画及び資金計画 2 短期借入金の限度額 3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 4 剰余金の使途	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 1 財務の基本的事項 2 外部資金その他の自己収入の確保 3 経費の効率的な執行 4 資産の管理	IV 財務内容の改善(見直しを含む)、収支計画及び資金計画等 1 方針 2 予算 3 収支計画 4 資金計画	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 1 外部資金、その他の自己収入の確保に関する目標を達成するための措置 2 財政運営の効率化に関する目標を達成するための措置	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 1 外部資金、その他の自己収入の確保に関する目標を達成するための措置 2 財政運営の効率化に関する目標を達成するための措置
	V その他業務運営に関する重要事項 1 コンプライアンス体制の確立と徹底 2 環境負荷の低減と環境保全の促進	第4 その他業務運営に関する重要目標に係る必要事項 1 施設及び設備の整備及び活用 2 法令の遵守 3 安全管理 4 情報セキュリティ管理 5 情報の共有化の推進 6 情報公開 7 環境に配慮した業務運営	V 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額	第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置 1 施設設備の適切な管理に関する目標を達成するための措置 2 安全衛生管理に関する目標を達成するための措置 3 環境負荷の低減に関する目標を達成するための措置	第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置 1 施設設備の適切な管理に関する目標を達成するための措置 2 安全衛生管理に関する目標を達成するための措置 3 環境負荷の低減に関する目標を達成するための措置
	VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 3 人事に関する計画	◆その他 ・決算、収支計画及び資金計画 ・短期借入金の限度額 ・重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 ・剰余金の使途 ・施設及び設備に関する計画 ・人事に関する計画	VI 重要な財産の譲渡・担保計画 VII 剰余金の使途 VIII その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 2 人事に関する計画	第5 予算、収支計画及び資金計画 第6 短期借入金の限度額 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 第8 剰余金の使途	第5 予算、収支計画及び資金計画 第6 短期借入金の限度額 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 第8 剰余金の使途
H23評価点	4	3	(4)	4	4